○農林水産省告示第六百四十五号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百七条第二項第二号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める金額を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第百七条第二項第二号の農林水産大臣が定める金額は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める金額とする。

一　育成乳牛（規則第百一条第一項第三号に規定する育成乳牛をいう。）に係る共済関係に付された牛が、共済掛金期間の終了前に当該共済関係に付された家畜でなくなる場合　当該牛の満二十三月齢の時における価額

二　育成・肥育牛（規則第百一条第一項第四号に規定する育成・肥育牛をいう。以下同じ。）に係る共済関係に付された牛（満二十四月齢に達したときに同項第二号に規定する繁殖用雌牛に属することとなるものに限る。）が、共済掛金期間の終了前に満二十四月齢に達したことにより当該共済関係に付された家畜でなくなる場合　当該牛の満二十三月齢の時における価額

三　育成・肥育牛に係る共済関係に付された牛が、共済掛金期間の終了前に当該共済関係に付された家畜でなくなる場合（前号に掲げる場合を除く。）　当該牛を共済掛金期間の終了まで飼養したとした場合における当該牛の当該共済掛金期間の終了の時における価額

四　育成・肥育馬（規則第百一条第一項第六号に規定する育成・肥育馬をいう。以下同じ。）に係る共済関係に付された馬（満三十六月齢に達したときに同項第五号に規定する繁殖用雌馬に属することとなるものに限る。）が、共済掛金期間の終了前に満三十六月齢に達したことにより当該共済関係に付された家畜でなくなる場合　当該馬の満三十五月齢の時における価額

五　育成・肥育馬に係る共済関係に付された馬が、共済掛金期間の終了前に当該共済関係に付された家畜でなくなる場合（前号に掲げる場合を除く。）　当該馬を共済掛金期間の終了まで飼養したとした場合における当該馬の当該共済掛金期間の終了の時における価額

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第六百四十六号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百七条第二項第二号の規定に基づき、同号の規定による牛の出生の日における価額の算定の方法を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

1　農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第百七条第二項第二号の規定による牛の出生の日における価額の算定は、組合等（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第十一条第一項の組合等をいう。以下同じ。）ごとに、価額を定めようとする胎児に係る次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額によるものとする。

一　乳用種　組合等の区域内における乳用種の初生牛（出生の日から十日目までの牛をいう。以下同じ。）の価格

二　肉用種　次の算式により算出される金額。ただし、その算出された金額がCを下回る場合には、Cの金額

$$\left\{\left(\frac{A}{\frac{(B-C)}{D}\times E+C}-1\right)\div 4+1\right\}\times C$$

Aは、組合等の区域内の肉用種の素牛（肥育又は繁殖用の牛として育成された牛をいう。以下同じ。）の雄の価格と雌の価格の平均価格

Bは、組合等の区域内の交雑種の素牛の価格

Cは、組合等の区域内の交雑種の初生牛の価格

Dは、組合等の区域内の交雑種の素牛の平均取引月齢（組合等が当該胎児の価額を算定する日以前一年間に取引された牛の平均月齢をいう。以下同じ。）

Eは、組合等の区域内の肉用種の素牛の平均取引月齢

三　交雑種　組合等の区域内の交雑種の初生牛の価格

2　前項各号の牛の価格は、組合等が当該胎児の価額を算定する日以前一年間の平均取引価格に相当する金額とする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第六百四十七号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百九条及び第百十二条第二項第一号の規定に基づき、同令第百九条及び第百十二条第二項第一号の農林水産大臣が定める金額を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

1　農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第百九条の農林水産大臣が定める金額は、農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第百四十一条第一項に規定する包括共済関係にあっては共済掛金期間の開始の時において現に飼養する家畜の頭数に五十万円を乗じて得た金額とし、規則第四十九条第二項に規定する個別共済関係にあっては五十万円とする。

2　疾病傷害共済の支払限度額（法第百四十三条第二項の支払限度額をいう。以下同じ。）を同条第四項の規定により増額する場合における規則第百十二条第二項第一号の農林水産大臣が定める金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額（その金額が零を下回る場合にあっては、零）とする。

一　規則第百十二条第一項第一号に掲げる家畜の異動（以下「増額異動」という。）後において現に飼養する家畜の価額の合計金額から、当該増額異動までの間における最も高い引受価額を差し引いて得た金額

二　増額異動後の引受頭数に五十万円を乗じて得た金額から、当該増額異動前の引受価額を差し引いて得た金額

3　疾病傷害共済の支払限度額を法第百四十三条第四項の規定により減額する場合における規則第百十二条第二項第一号の農林水産大臣が定める金額は、次に掲げる金額とする。

一　規則第百十二条第一項第二号に掲げる家畜の異動（以下「減額異動」という。）に係る家畜の頭数が、当該減額異動前の引受頭数から当該減額異動後において現に飼養する家畜の頭数を差し引いて得た頭数を超えない場合にあっては、当該減額異動に係る家畜の価額の合計金額

二　減額異動に係る家畜の頭数が、当該減額異動前の引受頭数から当該減額異動後において現に飼養する家畜の頭数を差し引いて得た頭数を超える場合にあっては、当該減額異動前の引受価額から、当該減額異動後において現に飼養する家畜の価額の合計金額（その合計金額が、当該家畜の頭数に五十万円を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）を差し引いて得た金額

4　第二項第二号及び前項の「引受頭数」とは、次に掲げる頭数をいう。

一　共済掛金期間開始の時にあっては、その時において現に飼養する家畜の頭数

二　増額異動後にあっては、当該増額異動前の引受頭数に、次に掲げる頭数のうちいずれか少ない頭数を加えて得た頭数

イ　当該増額異動に係る家畜の頭数

ロ　当該増額異動後において現に飼養する家畜の頭数から、当該増額異動までの間における最も多い引受頭数を差し引いて得た頭数（その頭数が零を下回る場合にあっては、零）

三　当該減額異動後にあっては、次に掲げる頭数のうちいずれか多い頭数

イ　減額異動前の引受頭数から、当該減額異動に係る家畜の頭数を差し引いて得た頭数

ロ　当該減額異動後において現に飼養する家畜の頭数